

ID: 84

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	景観地区における建築物の高さ制限の例外許可		
法令名 根拠条項	建築基準法 第68条第1項第2号		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【根拠条文】 第68条 景観地区内においては、建築物の高さは、景観地区に関する都市計画において建築物の高さの最高限度又は最低限度が定められたときは、当該最高限度以下又は当該最低限度以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。 (1) 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なもの (2) 特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日